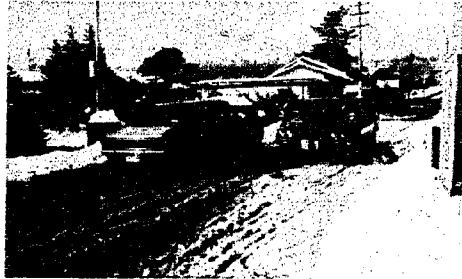


□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行

冬の交通事故防止

スピードは控めに



○急ハンドルは厳禁
急ハンドルを切ると、自動車はハンドルを切る直前の方向に滑走します。転倒するおそれがありますからしないでください。

○チェーンの装着は早めに
チェーンの装着は、国道沿いのチェーン着脱場、または安全な場所で行いましょう。

○飲酒運転の防止
県内の死亡事故は、昨年と比較して一・七%減少しています。しかし、飲酒運転による死亡事故は逆に七・四%増加しています。飲酒運転を防止するには、運転者の自覚だけでなく、家族・職場の仲間など周囲の人たちの理解と協力が必要です。

「家庭・職場・地域から飲酒運転をなくす、総ぐるみ運動を展開しましょう」

○交通情報に注意を
コースを選ぶときは、道路の混雑度、積雪の状況などを交通情報センターに問い合わせ、できるだけ詳しい情報をつかんでおきましょう。

ることを考えると、夜間の事故率はかなり高いといえます。また、視力は、夜になると疲労などにより低下します。例えば、視力一・二の人は、夜になると〇・八か〇・九に下がります。

これからは、夜間での活動時間が長くなります。次の点に注意しましょう。

○夜間は、速度を控めに。注意は三倍に。

○交差点や横断歩道を通過しようとするときは、車や歩行者の確認を。

○歩行者や自転車利用者は、運転者からよく見える服装や夜光性の携帯用具等の着用を。

路上駐車は

除雪の障害

路上に自動車やバイクを駐車したり、放置したりしておくと、除雪車が接触したりして、自動車などに損傷を与えることもじゅうぶ

ん考えられます。道路上には、自動車などを絶対に放置しないようにしましょう。

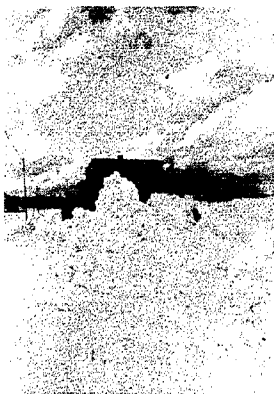
また、道路上には雪を捨てないように!!

除雪車などで除雪したあと、わざわざ道路上へ雪を捨てている場面を見かけることがあります。これは、「自分の敷地内の雪を少しでも早く取り除きたい」、「自分の家の前を少しでもきれいにしたい」という気持ちの表れだと思えます。しかし、自転車やバイクで通行する人には、非常に危険です。道路上には、絶対に雪を捨てないようにしてください。

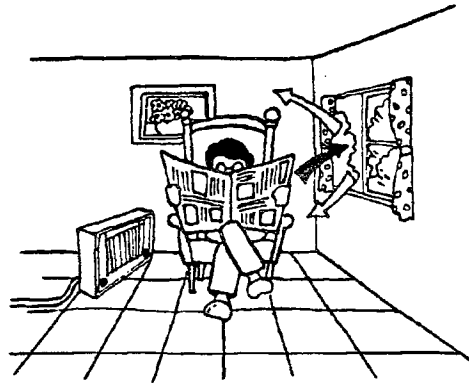
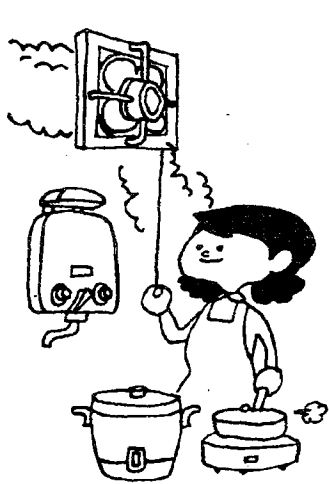
なお、次の区域が冬期間臨時駐車禁止区域になります。

県道 西川・四ツ郷屋線
升湯交差点から八番町の
高安商店まで

期間 十二月三十一日から三月三十一日まで



換気扇を必ずおかけください。

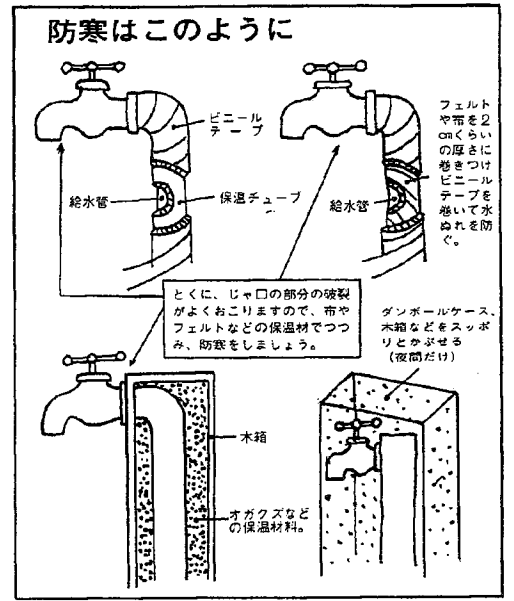


お部屋の換気に心がけましょう。

- ⑥ 凍結の予想されるときは、湯沸かし器等の水抜きを必ず行ってください。水抜きをしなかったときは、必ず点火前に凍結の有無を確認してから使用してください。
- ⑦ ガス圧が低下して、器具が使用できないときは、一応消してください。コックを開いたまま火が消えるとガス漏れの危険があります。

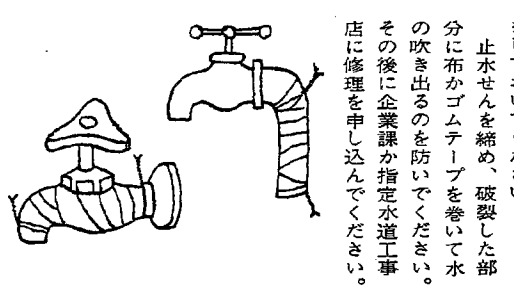
冬期間の水道・ガスはムダなく安全に

水道



最近、冬期間でも夏期程度の水が使用されています。凍結等によつて水道管が破裂すると、浄水場の配水能力を超え、断水等の事態が発生する場合があります。次の点に注意してください。

- ① 給水管やじゃ口は、気温が氷点下4度以下になると、凍つたり、破裂したりすることがあります。北向きのところや、風あたるの強いところ、家の外にある水道は、必ず防寒をしましょう。

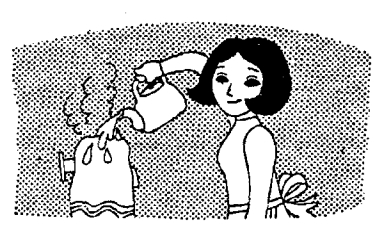


破裂して水が吹き出したときは、工事業者が修理にうかがうまでの間、次のような応急手当をしておいてください。

止水せんを締め、破裂した部分に布かゴムテープを巻いて水の吹き出るのを防いでください。その後、企業課か指定水道工事店に修理を申し込んでください。

② 給水管やじゃ口の部分には保温材を取り付けてください。保温材として市販されているものに、耐久性のある保温チューブ、保温テープなどがあります。また、簡単な方法としては布、フェルトなどで保温し、さらにビニールテープを巻いて水にぬれないようにすると効果があります。

凍結で破れたら



凍って水のでないときは、じゃ口や給水管が凍って、水が出ないときは、凍った部分にきれいなタオルか布をかぶせ、その上からゆつくりとゆるま湯をかけてとがしてください。急に熱湯をかけると、給水管が破裂したり、じゃ口をいためたりすることがあります。

ガス

安全な使用を

- ガスの需要が予想以上に多くなつてきています。いつせいにガスを使用する時間帯には、ガス圧が低下してじゅうぶんな供給のできない事態も生じますので、むだな使用は避けてください。
- 冬期間はどの家庭でもガスの使用が多くなつてきます。安全に使用するため、次の点に注意してください。
- ① ガス器具は、供給ガスに合った器具を使用してください。西川町の場合は、13Aの器具を使ってください。
 - ② 初めて器具を使うときは、使用説明書をよく読んでから使用してください。
 - ③ ゴムホースの古いものや、ビニールホース等は使用しないでください。
 - ④ 使用中の不完全燃焼、換気、ガス漏れにはじゅうぶん注意してください。ガスストーブなどを使用するときは、少なくとも一時間に一回は、室内の空気を入れ替えてください。
 - ⑤ 使用後は必ず元栓（ガスセ

年末・年始のゴミ・危険物収集

年末年始のごみ・危険物収集を次のとおり行います。ごみの衛生的な処理によって、清潔で住みよい環境づくりにご協力ください。

・臨時ごみ収集日	
12月29日(水)	平常収集
12月30日(木)	平常収集
12月31日(金)	朝8時から収集
1月1日(土)	休み
1月2日(日)	休み
1月3日(月)	平常収集
1月4日(火)	平常収集

・臨時危険物収集日
一月の危険物収集は、業務の都合により、年末に繰り上げて次のとおり行います。

地区	収集日
鑑郷地区	12月27日(月)
曾根地区	12月28日(火)
町部	12月29日(水)
升湯地区	12月30日(木)

定期的ごみ・危険物収集日は次のとおりです。

収集日(定期)	収集地区
毎週 日・月・金	鑑郷地区(一・二・三・四番町、学校町、水道町、新築町、矢島、千隈町、藤見町、大正通、旗屋)
毎週 日・月・火	五・六・七・八・九番町、東町、朝日町、六分、見帯、善光寺
毎週 日・月・火・木	下山、川崎、中島、平野、横島、西汰上
毎週 日・月・火・木・金・水	曾根農部地区全域、押付、天竺堂、真田
毎週 日・月・火・木・金・水	升湯地区全域

「ごみと」尿の衛生的な処理を!!

冬期間は積雪のため、ごみ収集が困難になることも考えられます。そのときは、ご迷惑でも収集が可能になるまで、ポリ袋等に入れて各家庭で保管してください。

また、積雪のため、ごみ収集車が通行できない地域もあるかと思われませんが、そのときは近くの通行可能な集積場所へ出していただきます。

し尿のくみ取りは、必ず降雪前に行うようにし、早めに衛生社に依頼してください。

し尿浄化そうは、積雪によるモーターの故障、放流水路などの維持管理に注意してください。

収集日	収集地区
毎月 1日	鑑郷地区(平野を除く)
毎月 2日	新築町
毎月 3日	曾根農部地区(新川を除く)・平野、学校町、水道町、大正通
毎月 4日	町部地区(学校町、水道町、大正通、東町、八・九番町を除く)
毎月 3日	升湯地区、八・九番町
毎月 4日	東町、新川


〈料理飲食消費税の早わかり〉

区分	免税の範囲 (免税点)	基礎控除	税率
料理店・小料理店・カフェー・バー・キャバレー	なし		飲食代、奉仕料等の料金の10%
昼間飲食店に類する場所として認定された料理店・小料理店	1人1回1,700円以上 (営業開始時から午後5時までの飲食で、 婦女の接待等遊興を伴わないものに限る)		免税点を超えた場合は料金額の10%
旅館	宿泊 1泊2食 1人 3,400円以下 ・1人1泊の追加飲食、夜食等の合計額1,700円以下 ・昼食1人1回1,700円以下 (婦女の接待等、遊興を伴う場合は免税点の適用なし)	1人1泊1,500円	1泊2食の宿泊料金が免税点を超える場合、基礎控除を差し引いた残りの額は、その他の行為は免税点を超えた場合、料金額の10%
	日帰り 休憩・飲食 1人1回1,700円以下 (婦女の接待等、遊興を伴う場合は免税点の適用なし)		
飲食店・喫茶店等	1人1回1,700円以下 (婦女の接待等、遊興を伴う場合は免税点の適用なし)		免税点を超えた場合は料金額の10%
仕出し・出前	1人前1,700円以下		

料理飲食等消費税ならびに公給領収証をこ存じですか。
料理飲食等消費税とは、料理店・小料理店・バー・飲食店・旅館などで飲食や宿泊等をしたときに利用料金に対して課税される税です。公給領収証とは、県で交付する領収紙で経営者が発行する領収証です。この制度が発足して既に二十有

明朗会計は公給領収証で

スモーキン・クリーン 街を、自然を美しく



火の用心 吸殻は灰皿に

- タバコ1箱 (20本入り) で約17円が町の収入になります。
- 昭和50年度たばこ消費税 1,733万円。明るく、住みよく、暮らしやすい町づくりの資金になっています。
- タバコは町内で買ひましょう。

余年を経過しました。この間皆さまがたのご協力により着実な成果を挙げ、所期の目的を達成しつつあります。なおいっそうの徹底を図るため、十二月十日から五十二年一月九日までの一か月間「公給領収証の完全交付・受領強調月間運動」が実施されます。特別徴収義務者は完全に公給領収証を発行し、消費者の皆さまがたが公給領収証を受け取ることに、県税収入の確保と明朗会計につながります。この趣旨をご理解のうえ、料理店、バー、旅館、飲食店などを利用されたときは「公給領収証」を必ず受領するようお願いいたします。

(財務事務所)

小包・年賀状は早めに

- ◆小包は12月15日までに
- ◆年賀状は12月20日までに
- ◆郵便番号はハッキリと

—首根郵便局—

今月の納税

§ 固定資産税 (3期分)
§ 納期限 12月25日
※納税には便利な口座振替制度をご利用ください。

この証明書をすぐに発行いたします。領収帳に証明書の用紙がついておりますので、団体払い込み以外のかたは、必ず領収帳をご持参ください。

(首根郵便局)

税金の計算方法

譲渡価額	取得費	譲渡費用	特別控除
------	-----	------	------

課税譲渡所得

特別控除(主なもの)
[普通の場合]長期譲渡所得……100万円
短期譲渡所得……0
[特別の場合]自分が住んでいる家と土地を売ったとき……3000万円
収用などのとき……3000万円

譲渡費用
土地や建物売るために直接支出した費用で、次のようなものです。
①仲介手数料②測量費用③立退料④建物をこわして土地を売ったときの取りこわし費用。

取得費
売った土地や建物を買入れたときの購入代金や購入手数料です。実際の取得費がわからないときは、譲渡価額の5%を取得費とします。

土地・建物などを売ったときの税金

「土地を売ったけど、税金はどのくらいかかるのだろう」こんな質問がよく聞かれます。土地・建物などを売ったときの税金は、その資産を買った時期や何に使っていたか、何のために売ったかによって、税金の計算方法や税率が違ってきます。一、買った時期によって長期と短期に区分されます。

①長期譲渡所得
昭和四十三年十二月三十一日以前から持っていた土地や建物を買った場合
昭和四十四年一月一日以降に買った土地や建物を買った場合

②短期譲渡所得
昭和四十四年一月一日以降に買った土地や建物を買った場合

税金は次の図のようにして計算されます。

三、特別控除
①普通の場合
長期譲渡所得……100万円
短期譲渡所得……0
②特別の場合
自分の住んでいる土地や建物を売ったとき……
三、〇〇〇万円
公共事業のために買いられたような特殊の場合……
三、〇〇〇万円〜五、〇〇〇万円

※ 詳しいことは、税務署または税務課へお問い合わせください。

長期譲渡所得の税金の計算……昭和43年12月31日以前に持っていた土地や建物を買った場合

◎課税譲渡所得が200万円までのとき

所得税 20%	住民税 6%
---------	--------

◎課税譲渡所得が200万円を超えるとき

所得税	住民税
120万円 + (A - B)	400万円 + (A - B)
A: 課税譲渡所得 × 5%	
B: その他の課税所得	
1500万円	
C: 課税譲渡所得 × 5%	
D: その他の課税所得	

短期譲渡所得の税金の計算……昭和44年1月1日以降に買った土地や建物を買った場合

①と②のどちらか多い額

①

所得税 40%	住民税 12%
---------	---------

② (C - D) × 110% …… 所得税、住民税それぞれについて計算します。

C: 課税譲渡所得 - 50万円
D: その他の課税所得

その他の課税所得とは、譲渡所得以外の所得から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差し引いた額です。控除額は所得税と住民税で異なります。

農業者年金制度が

改正されます

農業者年金制度は、昭和四十六年一月に発足しましたが、最近の農業情勢の推移、厚生年金等の公的年金制度の改正などにかんがみ、昭和五十二年一月から一部改正されることになりました。

改正の内容

- 一 年金額の引き上げ
経営移讓年金および農業者老齢年金が四十九年度の一・四八倍に引き上げられます。
五年加入した人(大正五年生まれ)の場合は、月額二六、〇〇〇円(現行一七、六〇〇円)になります。
- 二 保険料の改定
年金額が引き上げられたことにより、保険料も段階的に引き上げられることになりました。
① 五十二年一月から同年十二月まで 月額 二、四五〇円
② 五十三年一月から同年十二月まで 月額 二、八七〇円
三 経営移讓年金受給要件の改善
経営移讓の円滑化、経営主の若返りなどを図るため、親子間

での土地所有権の移転(生前一括贈与)、または親子間での使用収益権の設定(小作契約)のどちらかで経営移讓をすれば受給できることになりました。現行は親子間での土地所有権の移転のみ)

四 特定後継者の保険料の軽減
三十五歳未満の人が農業者年金に任意加入したときは、三十五歳になるまでの間、保険料の約三割が軽減されます。
ただし、自分の所有名義の土地が三十分未満で、親から後継者として指定されて加入した人だけです。

- ① 五十二年一月から同年十二月まで 月額 一、七五〇円
② 五十三年一月から同年十二月まで 月額 二、〇五〇円
- 『保険料の納入には便利で有利な前納制度を利用しましょう』
- 毎年一月から十二月までの一年分の保険料を、その前の年の十二月三十一日までに一括納入すると

保険料が割り引かれます。各農協で取り扱っていますのでご利用ください。
申し出が必要ですので早めに...
〇五十二年納付金を前納した場合 二九、四〇〇円を二八、五六〇円に(八四〇円の割引)
ただし、特定後継者の保険料軽減措置の適用を受けている人は、前納できません。

『経営移讓年金裁定手続きについて』

経営移讓年金は、六十歳から支給されますが、次のことに注意してください。
一 後継者または第三者に経営移讓することを農業委員会に申し出て、農地法三条の生前一括贈与、または十年間の小作契約の許可を受けることが必要です。
二 農業委員会に農地法三条の許可申請をするには、被保険者の所有する農地(田・畑)全部の土地登記簿謄本が必要です。
三 六十五歳までしか支給されません。



□ 曾根二七会(会長 渡辺政吉さん)は、去る十一月二十七日に行われた「二葉百合子ショー」の収益金の一部(十万円)を、また出演された二葉百合子さんも出演料の一部(二万円)を、それぞれ町の社会福祉施設の充実のために役立ててほしいと寄付されました。



▲寄付金を町長に手渡す土田菊夫さん(二葉百合子さんの代理)と渡辺政吉さん(二七会会長)

六十歳に達したときに、すぐ経営移讓年金の請求ができるよう、二、三か月くらい前に申し出ましょう。
※ 経営移讓年金は、農業委員会に申し出て、農地法三条の許可を受けた月の翌月分から支給されます。六十歳になっていても許可を受けていなければ支給されませんので注意してください。
詳しいことは、農業委員会(産業課)へお問い合わせください。

スキー教室に多数の参加を!!
西川町スキークラブでは、スキー愛好者の親善と融和、そして技術指導と技術向上のため、3回のスキー教室を計画しました。
多数の参加をお待ちしています。

○スキー教室	第1回	1月9日(日)
	第2回	1月23日(日)
	第3回	2月20日(日)

○場所 3回とも池の平スキー場
○定員 各45人
○申し込み先 齊川スポーツ店(事務局)
※ 詳しいことは、齊川スポーツ店へお問い合わせください。

卓球 高校生 バスケット 押付 ボール

チームが優勝



去る十一月二十一日、西川中学校体育館で町民卓球大会が、二十八日には西川竹園高校体育館で町民バスケットボール大会がそれぞれ開かれました。
卓球大会には団体戦十五チーム、個人戦約七十名、バスケットボール大会には十三チームがそれぞれ参加し、終日白熱した試合が展開されました。
両大会の成績は次のとおりでした。

- (敬称略)
- ▽卓球大会
- 〔団体〕
- 一位 高校生(曾根OB)
 - 二位 西川中学校男子B
 - 三位 西川町役場
 - 三位 西川中学校男子A
- 〔個人〕
- 一 一般男子
- 一位 山本 年春
 - 二位 山田 寛悟
 - 三位 石山 正一
 - 三位 樋浦 治
- 二 中学一年生男子
- 一位 松本 教司
 - 二位 真島 豊
 - 三位 土田 善一
 - 三位 真島 英治
- 三 中学一・三年生男子
- および高校生
 - 一位 真島 良伸
 - 二位 山崎 透

- 三位 田中 正明
三位 福島 善行
二 中学一年生女子
- 一位 福島真奈美
 - 二位 山岸 孝子
 - 三位 泉井美佐子
 - 三位 田村 明美
- 三 中学一・三年生女子
- および一般女子
 - 一位 田中 直子
 - 二位 飯物 ヨシ
 - 三位 大黒美津子
 - 三位 栢盛美江子
- ▽バスケットボール大会
- 一位 押付



- 二位 巻信用組合西川支店
- 三位 秘密のアッコちゃん
- 三位 フォーク村
- 殊勲賞 幸田 睦幸
- 敢闘賞 大岩 義明

十二月の役場事務相談

役場事務のごとで「こんなことが聞きたい」「これはどうなっているか」「困っていること」などがありましたらお気軽にご相談ください。
なお、電話によるご相談も歓迎しております。(相談員自宅電話番号 番号二五二二番)



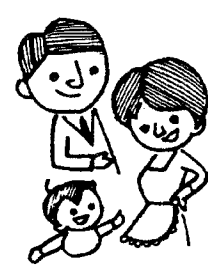
1月は四日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。
▽毎月第一火曜日
午後五時から五時二十分まで
▽電話 三一一五番

12・3ちゃん

はしを持つこと
をいやがり、手でつかんで食べたり、はしを持って、すぐ反対の手を使ってこまじります。どうしたらよいでしょうか。

はしを持つことを教えるのはいいのですが、それを強制すれば当然いやがります。子供の発達には、内部的な成熟が基礎になり、能力がつくとそれを使いたがるという自発的使用の原理があります。使いたがらないというのは、まだその時期でないといってもよいでしょう。
成熟も発達も、きわめて大きな個人差があります。幼児期の個人差は大人になってからの能力とは無関係ですから、決してあせらな



普通の子供は、だまっけていても大人のマネをしたがります。はし

遠足

佐藤文子

〔わたしの作品〕

升湯小学校 5年
佐藤文子さん

〔評〕

のびのびと、ていねいに書きました。名前も大きく書くとよかったです。水沢松夫先生



お知らせ

一心配ごと相談

とき 毎週月曜日午後1時から
午後3時まで
ところ 老人いこいの家「西川荘」
※心配ごとは、秘密・無料。
お気軽においでください。
(12月の相談員)
13日 高井熊雄氏・赤川 幸平氏
20日 高井熊雄氏・棚橋 四重氏
27日 高井熊雄氏・内藤 憲知郎氏

西川ヤングフェスティバル '76

日時 12月26日(日)
午後5時から
場所 西川町商工会館
会費 500円
内容 フォーク演奏・歌声広場など
主催 サークル若者広場
西川フォーク村

サークル若者広場

西川町のみなさまにもおなじみになりましたサークル若者広場も結成以来2年を迎えようとしております。
今までは、地域青年の仲間づくりを目的に、スポーツ・レクリエーションを中心に活動してきました。
あなたも入会して、いっしょに活動してみませんか。次のところ集会を行っていますので、希望されるかたは見学においでください。
日時 毎月10日・20日、30日
午後7時半から9時半まで
場所 西川町公民館(和室)
なお、詳しいことは、事務局へお問い合わせください。
事務局 西川町学校町
小林美智男
電話 2327

◆12月の衛生行事◆

日陽	種目	対象	場所	時間	備考
15日(水)	胸部精密検診	①5月10日のレントゲン撮影の要精検者 ②管理検診者、経過観察者、患者家族	役場	午前9:30 ~11:30	個人通知
16日(木)	保健委員研修会	各部落町内の保健委員 全員	分館	午前9:00 ~12:00	糖尿病食の講義と調理実習
	講演会 「わかりやすい糖尿病の話」	保健委員 一般	分館	午後1:00 ~3:30	
	不用犬引き取り	全町希望者	役場	午前9:30 ~10:30	時間厳守

藤田 氏名
小林 則子
中村 大義
義則 大義
義一 忠正
見 昇
帯 区 岡
佐藤 氏名
(渡辺) 優子
戸吉 氏名
学校町

あめてた

こけつこん

町民のうごき

水野 規久馬
桑原 淑江
高橋 大輔
哲馬 恒一
新柴 町
矢島 山

海津 明
平野 恵美子
樋浦 文男
土田 好明
多賀 幸治
樋浦 正文
(上原) 久美子
藤浦 幸藏
川崎 六分
島 十二
新柴 町

おわびと訂正
十一月二十五日号の「町民のうごき」の「こけつこん」のうち
八百坂 功を八百坂 功に
(渡辺) 一枝(渡辺) 一枝
おわびして訂正します。
(敬称略)

山本 寿計 82 本人 天竺堂
石山 吉松 75 本人 学校町
本間 徳次郎 73 本人 榎島
神田 徳藏 72 本人 七番町

